

令和四年政令第三十一号

公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第五条第一項及び第三項から第五項まで並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第一条 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「期間」の下に「（当該期間を超える期間とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあつては、当該行政機関の長の定める期間）」を加え、同条第七項中「第四項及び前項」を「第五項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項ただし書を次のように改める。

ただし、当該日以外の日（ファイル作成日から二年以内の日に限る。）を起算日とすることが当該行

政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 ファイル作成日から一年以内の日を起算日とする場合 行政機関の長が相当と認める日
  - 二 ファイル作成日から一年を超え二年以内の日を起算日とする場合 行政文書管理規則で定める日
- 第八条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第二項及び第四項から第六項までの規定にかかわらず、行政機関の長は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であつて当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。

第八条第五項を同条第六項とし、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、当該日以外の日（文書作成取得日から二年以内の日に限る。）を起算日とすることが当該行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める日とする。

一 文書作成取得日から一年以内の日を起算日とする場合 行政機関の長が相当と認める日

二 文書作成取得日から一年を超え二年以内の日を起算日とする場合 行政文書管理規則で定める日

第八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる行政文書であつて、法第五条第五項の規定により国立公文書館等への移管の措置をとるべきことを定めたもの（当該措置をとるべきことを定めた行政文書ファイルにまとめられたものを含む。）に係る同条第一項の保存期間は、第二項第一号の規定にかかわらず、当該各号に定める期間（当該期間を超える期間とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあつては、当該行政機関の長の定める期間）とする。

一 条約その他の国際約束に関する次に掲げる文書 二十年

イ 閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書

ロ 国会審議文書

ハ 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書

ニ 条約書、批准書その他これらに類する文書

二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等（以下この号及び別表の十一の項において「許認可等」という。）ををするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書 十年又は同項の下欄に掲げる期間

第九条第二項中「、その必要な限度において」を削り、同項後段を削る。

第十条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる行政文書ファイル等については、当該各号に定める移管の措置とする。

一 宮内庁長官が保有する行政文書ファイル等 第二条第一項第一号の規定により宮内庁長官が指定した施設への移管の措置

二 外務大臣が保有する行政文書ファイル等（外務大臣が内閣総理大臣と協議して定めるところにより、外務大臣が国立公文書館の設置する公文書館に移管することを相当と認める行政文書ファイル等を除く。） 第二条第一項第二号の規定により外務大臣が指定した施設への移管の措置

別表の一の項及び三の項から五の項までの規定中「三十年」を「二十年」に改め、同表の十の項中「（

平成五年法律第八十八号)」を削り、同表の十一の項中「行政手続法第二条第三号の」及び「(以下この項において「許認可等」という。)」を削り、同表の十二の項中「五年」を「処分がされる日に係る特定日以後五年」に改め、同表の三十三の項中「三十年」を「二十年」に改め、同表備考第八号中「第八条第七項」を「第八条第九項」に改める。

(内閣府本府組織令の一部改正)

第二条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「実地調査に関すること」を「実地調査に係るもの(同法第八条第二項の同意及び同条第四項の規定による求めに関するものを除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の公文書等の管理に関する法律施行令(以下「新令」という。)第八条第二

項、第四項及び第八項並びに別表の規定は、文書作成取得日（同条第五項に規定する文書作成取得日をいう。以下同じ。）が令和四年四月一日以後である行政文書（公文書等の管理に関する法律（次項において「法」という。）第二条第四項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）について適用する。ただし、行政機関の長は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、新令第八条第二項及び第四項の定めるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することができる。

3 新令第八条第五項の規定は文書作成取得日が令和三年四月一日以後である行政文書について、同条第七項の規定は同項に規定するファイル作成日が同日以後である法第五条第二項に規定する行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。